明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務五）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同六）　三
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同七）　六
○道路に関する件（九州地方整備局五、六）　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年度ＩＴパスポート試験及び平成二十五年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　七
〔公告〕
裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項　七
特殊法人等
日本放送協会入札関係　八
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

告示

○総務省告示第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

第二号2中

「（	14）	ＪＡ01ＦＪ	を
（	14）の2	ＪＡ01ＦＪ	、「
（	17）	ＪＡ01ＭＣ	を
（	17）	削除	、「
（	21）	ＪＡ02ＫＺ	を
（	21）	削除	、「
（	23）	ＪＡ02ＲＪ	を
（	23）の2	ＪＡ03ＡＪ	、「
（	28）	ＪＡ02ＲＪ	を
（	28）	ＪＡ03ＲＪ	、「
（	28）の2	ＪＡ04ＡＪ	、「
（	43）	ＪＡ07ＡＮ	を
（	43）の2	ＪＡ07ＪＪ	、「
（	43）	ＪＡ07ＡＮ	を
（	43）の2	ＪＡ07ＦＪ	、「
（	43）の3	ＪＡ07ＪＪ	、「
（	46）	ＪＡ08ＡＮ	を
（	46）の2	ＪＡ08ＪＪ	、「
（	48）	ＪＡ09ＡＮ	を
（	48）の2	ＪＡ09ＪＪ	、「
（	48）の3	ＪＡ09ＭＣ	、「
（	48）の4	ＪＡ09ＲＪ	、「
（	49）	ＪＡ10ＡＮ	を
（	49）の2	ＪＡ10ＡＮ	を
（	49）の2	ＪＡ10ＪＪ	、「
（	50）	ＪＡ11ＡＮ	を
（	50）の2	ＪＡ127Ｄ	、「
（	50）	ＪＡ11ＡＮ	を
（	50）の2	ＪＡ11ＪＪ	、「
（	50）の3	ＪＡ11ＫＺ	、「
（	50）の4	ＪＡ127Ｄ	、「
（	51）	ＪＡ12ＡＮ	を
（	51）	ＪＡ12ＡＮ	を
（	51）の2	ＪＡ12ＪＪ	、「
（	51）の3	ＪＡ12ＫＺ	、「